

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の良い医療の提供に努めています。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

- | | |
|-----------------------|-----|
| ○ 初診時 | 1 点 |
| ○ 再診時（3 ヶ月に 1 回に限り算定） | 1 点 |

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

令和 6 年 12 月 1 日

東病院